

令和 3 年 10 月 22 日

令和 4 年度保険料率に関する評議会での意見（徳島支部）

(令和3年10月19日開催 徳島支部評議会)

【評議会の意見】

- 平均保険料率 10%維持はやむを得ないという意見が多数だったが、
支部保険料率の引き上げは厳しい、との意見があった。
- 保険料率変更の時期は、4月納付分(3月分)からでよい。

【評議員の個別意見】

(学識経験者)

- 平均保険料率 10%維持は仕方がないと考える。だが、目指すべき姿として「継続性」と「公平性」が求められる。今後、高齢化がより進んでいく中で、数年後には現役世代の減少が想定される。現役世代が現在負担している 10%が、10 年後に 15%にならないよう、今のうちに 10%を超えることを前提にこれからを検討してはどうか。
- 見通しを聞く限り、支部保険料率の引き上げも仕方ないと考える。ただ、コロナの影響も厳しく、中長期の見通しの中で今が引き上げるタイミングかと疑問が残る。

(事業主代表)

- 見通しでは、先行き厳しい状況にあると理解できる。日銀短観などで楽観的な見通しもあるが、それは一部の大企業の状況と思う。中小は厳しく、伸びる見込みは低いことを理解していただきたい。こうした中、どう事業運営していくのか、事業主サイドとしては、支部保険料率の引き上げは厳しいと考える。こうした時こそ、準備金の活用ができないか考えていただきたい。全体として社会保険料など負担増にならないよう、インセンティブも併せて検討していただきたい。
- 今が支部保険料率を上げる時期なのか？事業主として負担増が厳しい。コロナに関する融資制度もこれからなくなると考えると引き上げは厳しいと考える。

(被保険者代表)

- 見通しでは保険料率 10%は維持せざるを得ないかと思うが、医療費が下がっているにも関わらず保険料が上がっているのは被保険者としては納得できかねる部分もある。また、加入者への説明が難しいと考える。例えば、自動車保険の無事故割引のように、医療費を使わなければ保険料が還元されるような取り組みを検討してほしい。

次ページあり

機密性 2

【支部長意見】

- ・中長期的視点から平均保険料率 10%維持はやむを得ないという意見が大勢を占めた一方、徳島支部令和 4 年度保険料率が対前年度 0.17% 上がる見込みであることについては、コロナ禍の中、厳しい経営が続いている県内の事業者のこと考慮すれば、受け入れがたいとの意見が多数ある。
- ・平均保険料率 10% をすでに 0.29% 上回っている徳島支部としては、令和 2 年度一人当たり医療費が対前年度減少しているにも拘わらず保険料率が大幅に上がることについて、事業主・加入者の同意が得られないと考える。
- ・令和 4 年度保険料率の検討に際しては、平均保険料率 10% を前提に試算すれば各支部の保険料率がどのように遷移するのか、保険料率が上がる支部の分布状況がどうなつかも踏まえ、十分に議論していただくよう強く要望いたします。

以上

機密性 2

協徳島支部発第 210119-01 号
令和 3 年 1 月 19 日

全国健康保険協会
理事長 安藤 伸樹 殿

全国健康保険協会徳島支部
支部長 品川 晴旨
(公印省略)

都道府県単位保険料率の変更に係る意見

標記について、健康保険法第 160 条第 7 項の規定に基づき、評議会の意見を踏まえ、下記のとおり当職の意見を申出いたします。

記

1. 意見の要旨

徳島支部の令和 3 年度保険料率を令和 2 年度保険料率の 10.28% から 0.01% 引き上げ、10.29% とすることについてやむを得ないと考えます。

2. 理由等

今後の高齢化の急速な進行や医療の高度化に伴う医療費の増加が懸念される中、保険料収入は新型コロナウイルス感染拡大により不透明な状況にあり、安定した保険料収入が確保できるのか、予測が非常に難しい局面となっております。こうした不安材料を勘案し、今後の保険料につきましては、中長期的な視点に立ち、できるだけ長く平均保険料率 10% を維持すべきという評議会の意見で一致しているところです。

また、保険料率の変更時期につきましては令和 3 年 4 月納付分（3 月分）からで異論はありません。

全国的にも今後医療費の増加が見込まれる中、徳島支部としましても、医療費の適正化に向け関係者等に働きかけていくことはもちろんですが、支部及び加入者、事業主の皆様方の努力のみでは如何ともし難い部分がございます。

これからも持続可能な医療保険制度としていくため、国の審議会等において、実効性の高い制度改革の取り組みを働きかけていただきますようお願い申し上げます。

以上

都道府県単位保険料率の変更に係る評議会の意見（徳島支部）

(令和 3 年 1 月 18 日開催 徳島支部評議会)

【評議会の意見】

- 平均保険料率 10%維持に伴う都道府県単位保険料率の変更はやむを得ない。
- 保険料率変更の時期は、4 月納付分(3 月分)からでよい。

【評議員の個別意見】

(学識経験者)

- コロナ禍の現況を踏まえると、保険料の上げ下げについて直ちに議論できる状況ではないが、高齢化社会を見据え、中長期で考えていかざるを得ない。

(事業主代表)

- 事業主としては、保険料率が下がるのに越したことはないが、現在の厳しい社会情勢を考えれば、下げるのは難しい。また、次世代に負担をかけないためにも、平均保険料率 10%をできる限り長く維持していく必要がある。
- 中小企業は、政府の給付金、助成金の交付等で従業員の雇用を維持している。コロナの影響が長引くようであれば、企業の存続、雇用の維持が厳しくなってくる。税・社会保険料の負担が収益を大きく圧迫する中、今後の健康保険制度の在り方について、議論を深めていく必要がある。

(被保険者代表)

- 被保険者としては、保険料率を下げてほしい気持ちはあるが、コロナ禍の状況も勘案した上では、現在の平均保険料率をできる限り長く維持できるよう努力してほしい。

令和 3 年度保険料率に関する評議会での意見（徳島支部）

令和 2 年 10 月 27 日に開催した評議会での議論を踏まえ、次の意見について報告します。

【評議会意見】

- 平均保険料率については 10% 維持。
- 保険料率変更の時期は例年通り 4 月納付分（3 月分）からでよい。

【学識経験者】

- 積立準備金をどこまで積み上げていくのかという疑問を持っていたが、今回のコロナ禍の下、2025 年問題、高額医薬品の保険適用等、医療費の増加が見込まれており、保険料の上げ下げについて、直ちに議論できる状況ではない。今後の環境の変化も踏まえ、中長期的に考えていかざるを得ないのではないか。

【事業主代表】

- 事業主としては、保険料率が下がるのに越したことはない。しかし、現在の厳しい社会情勢を考えれば、下げるのは難しい。また、将来の世代に負担をかけないためにも、平均保険料率 10% をできる限り長く維持していく必要がある。
- コロナの影響がいつまで続くのか見通しが立たない中で、中小企業は政府の給付金、助成金の交付等で従業員の雇用を維持している。コロナの影響が長引くようであれば、企業の存続、雇用の維持も厳しくなってくることを危惧している。健康保険制度を安定的に維持していくため、平均保険料率は、中長期的視点で考えるというスタンスは理解するが、中小企業の収益が少ない中で、現在の社会保険料の負担は、収益を大きく圧迫している。

事業主のこうした厳しい現状も考慮し、安定した健康保険制度の在り方について、議論を深めていく必要がある。

【被保険者代表】

- 被保険者として、保険料率を下げてほしい気持ちはあるが、今回のコロナケースの收支予想を見て、大変厳しい状況であることは理解した。現在の平均保険料率をできる限り長く維持できるよう努力してほしい。

